

刑法三九条について 考えてみませんか？

坂田三允

群馬県立精神医療センター・看護部長

『刑法三九条は削除せよ！ 是か非か』

洋泉社新書 y

呉智英・佐藤幹夫 共編著

定価 798 円(本体 760 円+税 5%)

洋泉社 ☎03-5259-0251



刑法第三九条は「心神喪失者の行為は、罰しない。心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」と規定する。心を病む人々にかかわることを専門としている私たちにとって、この三九条に関する議論を避けて通ることはできない。

今年7月から施行される心神喪失者等医療観察法が成立するまでの間にも、これをそのままにしていってよいのかという声はあった。しかし、本当にそうなのかどうかはわからないのだが、「法学者の間ではそれに手をつけることはタブーになっているらしい」という噂がまことしやかに流れただけで、公の議論にはならなかった。

おそらく、それはまえがきにあるように「精神病とは何か。病者の社会復帰はどのようになされるべきか。犯罪被害者の立場はどうなるのか。犯罪の責任を取る、取らせるとはどういうことなのか。そもそも、近代刑法はどのような原理の上に成り立っているのか」というような複雑でやっかいな問題がからみあっているからであろう。

本書はこの問題についての議論を概観するものである。しかし、刑法学者、精神科医、社会学者、心理学者などがそれぞれの立場から自由に自らの意見を述べたものであり、結論はない。

『『削除しろ』という主張には、まったく賛成できません』(橋爪大三郎：社会学)という考えから、「(多くの凶悪犯罪者が不起訴となっていることから)人間としてのまともな感覚の持ち主であれば、この条項をこのままにしておいてはならないことを理解するだろう」(小谷野敦：比較文学)という主張までさまざまであり、

読者がそれぞれ自らの考えを吟味する必要がある。

これまで、私自身が考えていたのはとても単純なことであった。欧米がそうであるように、もしそのとき罪を犯した人が病のためにとても混乱していて、裁判を受けられる状態にないならば、それは治療の必要がある。けれども治療が進み混乱が収まったならば、自分の犯した罪ときちんと向き合うべきである。

しかし、刑法三九条があるために一旦無罪とされてしまうと裁判を受ける必要がない。現実と向き合うことができるようになるまでに回復しても、何ら罪を償うことなく日常生活を送ることになるというのでは被害者が納得できないのは当然なのではないか、というようなことを何人かの筆者がいう。しかし、事はそれほど単純ではないようだ。本書を読み終えてそう思うに至った。

滝川(精神科医)は、統合失調症と診断された患者であっても、20例中15例に有罪の判決が下され、少なくともそのうち12例は懲役刑に服していることを指摘している。だとすれば、何か釈然としない、納得できないと思っていた裁判は、単に精神鑑定や裁判そのものが杜撰であったというだけのことなのかもしれないと思う。

刑法三九条を削除すべきかどうか、今の私にはまだわからない。しかし、二十数年にわたって知的障害や発達障害をもつ人々の刑事裁判にかかわっているという副島の「この人たちは『犯罪者』というかたちで登場するけれども、必要なのは刑務所ではなく、更生の場なのです」という主張が、今の私には最も納得できるものであったことは確かである。



さかたみよし◎このコーナーは、本年からほんの少しリニューアルいたしました。編集部が精神看護に関係のありそうな書籍を選び、それを読んで書くということになりました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

●群馬県立精神医療センター

☎379-2221 群馬県佐波郡東村大字国定 2374

(坂田三允のおススメ本)

『戦争の世紀を超えて』森達也・姜尚中(講談社)